

循環型社会の形成を目指して

貴重な資源と豊かな自然を守り育て、次世代に引き継ぐことは、郷土根室で今を生きる私たちの使命であり、当市が将来にわたり発展していくためには、市民一人ひとりが自然と共生する視点に立ち、環境にやさしい生活スタイルへの転換を図る必要があります。

このため、当市は、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷が低減される社会、いわゆる「循環型社会」の形成を目指し、平成22年度よりリサイクル品目や資源収集日の拡大、ごみの分別強化など、「^{※注1}廃棄物の3R」に取り組みをしております。

この取り組みは、廃棄物処理の指針となる根室市の「一般廃棄物処理基本計画」及び「分別収集計画」の主要施策として取りまとめられております。「一般廃棄物処理基本計画」では、循環型社会形成の指標となるリサイクル率（排出されるごみの総量に占める資源ごみの割合）を、平成20年度実績の9.9%から、目標年度である平成31年度には28.8%に向上させるほか、根室市ごみ埋立処理場の終了年度を、平成25年度から平成28年度への3年延命させることを目標としてまいりましたが、さらなる資源化率の向上や廃棄物減量化の取り組み等に励み、平成33年度まで終了期間を延命すことを目指します。

※注1 「廃棄物の3R」

環境への負担の少ない持続可能な社会へ向けた、頭文字にRのついた3つの取り組み。

R e d u c e (リデュース)

「発生抑制」：ごみとなるものを減らす！

- ◎買い物に行く時は、マイバックや買い物かごを持参。
- ◎過剰包装を断り、簡易包装をすすめる。
- ◎衣料品は、リフォームなどして長く使う。
- ◎使い捨て商品はなるべく使わず、同じ用途ならリサイクル製品を選ぶ。
- ◎詰め替え製品など、廃棄する割合の少ない製品を選ぶ。

R e u s e (リユース)

「再使用」：できるだけ繰り返し使う！

- ◎いらなくなった紙をメモ用紙として使う。
- ◎リターナブルビンを利用した製品を選ぶ。
- ◎いらなくなったものや使わなくなったものを譲る。
- ◎バザーやリサイクルショップに提供する。
- ◎フリーマーケットを活用する。

R e c y c l e (リサイクル)

「再生利用」：資源として再生利用する！

- ◎空き缶や空きビン、牛乳パックなどの容器は、資源回収、販売店店頭回収に出す。
- ◎分別収集のルールに従って、ごみを排出する。
- ◎古新聞、古雑誌、ダンボールなどは資源回収に出す。
- ◎生ごみは、生ごみ処理機などを利用し堆肥として利用する。
- ◎集団回収に積極的に参加する。

ごみの出し方の変更点等について

注意点1 「スプレー缶類」の排出方法について

(平成28年4月～)

安心、安全なごみ出しのために、使い切った後、穴をあけずに出していただくことになりました。

- 排出方法 ビンの収集日にスプレー缶類を収集します。
スプレー缶類を使い切った後、穴を開けずにスプレー缶類のみを、透明な袋に入れて、ビンの収集日に出して下さい。



注意点2 家庭から出る「おむつ類」の出し方について

(平成26年4月～)

おむつ類を無料で収集し、子育て・介護を応援します。

- 収集対象 家庭から出るおむつ類
紙おむつ、紙パンツ、布おむつ、尿とりパット、お尻拭き、介護用の清拭綿（清浄綿）
- 排出方法 汚物を取り除いてから透明の袋に入れて、燃やせるごみの日に出して下さい。
 - 注意1 おむつ類と違うものが入っている場合は収集できません。
防水シートやペット用トイレシートなどは対象外ですので、これらについては、市指定袋（赤色）をお使い下さい。
 - 注意2 老人ホーム、病院などの施設から出るおむつ類は、事業系ごみとなりますので、市では収集いたしません。



お問い合わせ先 ●大人用おむつは・市役所介護福祉課（介護保険担当） TEL23-6111（内線2184）
●子供用おむつは・市役所社会福祉課（子育て支援担当） TEL23-6111（内線2179）

注意点3 家庭から出る「庭木」などの出し方について

(平成25年10月～)

一般家庭から排出される枝などの庭木を、ひもなどで縛って出すことができます。

なお、指定ごみ袋に入れて出す方法は変更ありません。

1 燃やせるごみの日にひもで縛って出す場合

- 1本の木（枝）の太さが10cm以下は長さを50cm以下
- 1本の木（枝）の太さが10cm以上は長さを30cm以下のどちらかで
- ひもで縛った1束の直径は30cm以下

料金は、指定ごみ袋（可燃）40ℓ1枚を、一束毎にひもなどで巻き付けて下さい。

2 粗大ゴミとしてひもで縛って出す場合（上記に該当しない場合）

- 1本の木（枝）の太さは30cm以下で長さを100cm以下で
- 1束の直径を30cm以下にして下さい。

（上記1のサイズに該当する場合は可燃ごみとして出して下さい。）

「粗大ごみ証紙」を束ねたひもに二つ折りで張って出して下さい。

粗大ゴミとして出す場合は、通常の粗大ゴミ申込みと同じく、市役所環境衛生担当まで、粗大ゴミ回収日前日、開庁日のお昼までに申込みが必要になります。



注意点4 悪天候や道路状況により「ごみ収集」ができない場合について

- 可燃ごみ 次回の収集となります。
 - 不燃ごみ 翌週の同じ曜日に収集します。
 - 資源ごみ 翌週の同じ曜日に収集します。
- ※ご不便をおかけしますが、ご協力をお願いいたします。



各ごみの分別について

◆燃やせるごみ << 週2回収集 >>

- ・有料袋には【40 リットル 20 リットル 10 リットル】の種類があります。
- ・必ず指定袋（赤色）に入れて、出してください。
- ・決められた収集日に出してください。（地域別の収集日は35ページ以降で確認ください）
- ・指定袋に入らないものは、「粗大ごみ」になります。（詳しくは5ページで確認ください）

台所のごみ

- ◆野菜・果物のくず、残飯、卵の殻、貝類、など
- = 注意点 =
- できるだけ水分をきってください。
- ◇コンポスト容器を活用し、減量化しましょう！（購入助成制度があります。詳しくは10ページ）




食用油

- = 注意点 =
- 紙や布などにしみ込ませるか凝固剤で固めて出してください。



紙類

- ◆リサイクルの対象とならない紙類
- ・汚れが落ちないもの（ティッシュペーパー・紙おむつ など）
- ・名刺より小さい紙
- ・油の付着した紙 など
- = 注意点 =
-  マークのついたものは、汚れを落とし「資源ごみ」として出しましょう。
- ※家庭から出るおむつ類
- ・紙おむつ、紙パンツ、布おむつ、尿とりパット、お尻拭き、介護用の清拭面（清浄綿）は汚れを取り除いてから透明の袋に入れて燃やせるごみに出して下さい。
- ・おむつ類と違うものが入っている場合は収集できません。防水シートやペット用トイレシート等は対象外ですので、これらについては、市指定袋（赤色）をお使い下さい。



枝・葉・草・木くず・材木類

- ◆刈草、草花、落ち葉 など
- ◆木の枝、幹 など
- ◆割りばし など
- = 注意点 =
- 木の枝、幹は50cm以下に切ってください。
- 土は落としてください。



※庭木をひもで縛って出す場合

- ・1本の木（枝）の太さが10cm以下は長さを50cm以下
- ・1本の木（枝）の太さが10cm以上は長さを30cm以下のどちらかで
- ・ひもで縛った1束の直径は30cm以下
- 指定ごみ袋（可燃）40ℓ1枚を一束毎にひも等で巻きつけて出して下さい。

衣類・布類

- ◆衣類、タオル、シーツ、座ぶとん、まくら、ウインドブレーカーなど



皮革製品

- ◆靴、カバン、グローブ、ベルトなど




ゴム・ビニール製品

- ◆長靴、カッパ、ゴムホース、スニーカー など
- = 注意点 =
- ゴムホースなどの長いものは50cm以下に切ってください。



プラスチック製品

- ◆容器包装以外のプラスチック製品
- ・洗面器、定規、CD、ビデオテープなど
- ◆プラスチック製容器包装識別  マークの付いたプラスチック製品のうち、汚れてリサイクルできないもの。

= 注意点 =

-  マークの付いたものは、汚れを落とし「資源ごみ」として出しましょう。



◆燃やせないごみ << 月1回収集 >>

- ・有料袋には【 40 リットル 20 リットル 10 リットル】の種類があります。
- ・必ず指定袋（青色）に入れて出してください。
- ・決められた収集日に出してください。（地域別の収集日は35ページ以降で確認ください）
- ・指定袋に入らないものは、「粗大ごみ」になります。（詳しくは次ページで確認ください）

小型家電製品

◆ポット、ジューサー、ミキサー、ビデオカメラ、コーヒーメーカー、時計、など



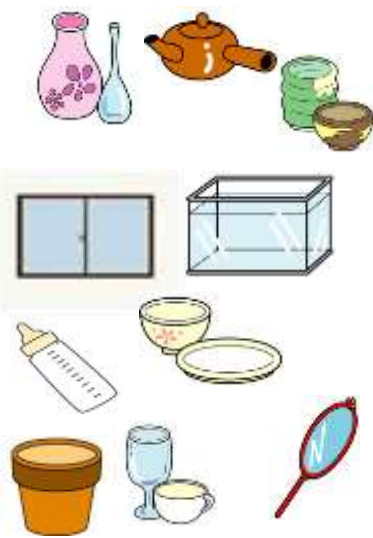
＝ 注意点 ＝

- ・指定袋に入らない物は「粗大ごみ」として出してください。

※テレビ、パソコンは収集できません（詳細は8ページ）

ガラス・せともの

◆茶碗、皿、花瓶、鏡 など



ブロック・レンガ



蛍光管・電球



金属製品

◆鍋、やかん、フライパン、包丁、ホッチキス、一斗缶 など



その他

- ◆使い捨てライター
- ◆乾電池
- ◆体温計
- ◆資源ごみとまらないビン類・缶類（汚れが落ちないもの、油・塗料などが入っていたものなど）



※ 火災原因となりますので、ライターは必ずガスを抜いてください。



- ◆割れたガラスや刃物をごみとして出される場合は、収集の際、危険とならないようご配慮願います。
- ◆「生ごみ」は埋立処理場周辺の環境保全のため、絶対に入れないでください。

◆粗大ごみ

○対象：指定ごみ袋（40リットル袋）に入りきらないもの。

※ただし、収集員2名で持てない物は収集できません。

○収集日：毎月10日、25日（※日曜、祝日の場合は翌日の収集となります。）

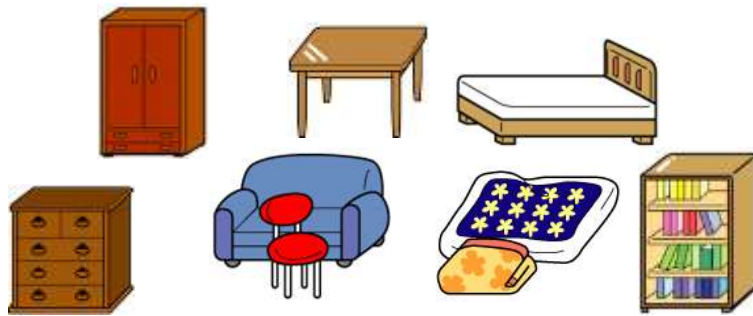
※収集日前日（収集日が月曜日の場合は前週金曜日）の午前中までに申し込みください。

○手数料：1個につき1枚の「粗大ごみ証紙」が必要となります。

（例：スキー板1組（2本）を出す場合は、板1本に対し「証紙」1枚必要となり、左右の板それぞれに「証紙」が必要です。

大型家具類

◆タンス、本棚、ベット、ソファ、ふとん など



スポーツ用品・楽器

◆オルガン、スキー、スノーボード など



大型家電類

◆掃除機、食器乾燥機、扇風機、オーディオセット など

※ただし家電リサイクル法に定める下記の品目は収集できません。

- ・テレビ
- ・冷蔵庫、冷凍庫
- ・洗濯機、衣類乾燥器
- ・エアコン



その他

◆自転車、ストーブ、たたみ、子供用遊具類 など

- ・1本の木（枝）の太さは30cm以下で、長さを100cm以下で出して下さい。
- ・木の枝1束の直径を30cm以下にして下さい。



「廃タイヤ」は受入困難物です。
廃棄する際は、販売店等に問い合わせ願います。

□□ 申込先 □□

根室市常盤町2丁目27番地 根室市市民福祉部市民環境課環境衛生担当（1階 窓口6番）

電話 0153-23-6111（内線2127～2130・2137）

根室市役所ホームページからも粗大ごみのお申込ができます。

※収集日前日の午前中までに申し込みください。（収集日が月曜日の場合は、前週の金曜日）

◆資源ごみ

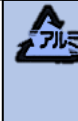
- ・資源ごみを入れる袋は中身の見える透明な袋（無色・半透明）に入れてください。
- ・決められた収集日に出してください。（種別・地域別の収集日は35ページ以降で確認願います）

空缶 《月2回収集》

◆アルミ・スチール缶識別マークのついた缶容器

- 飲料水の缶【ジュース・ビールなど】
- 缶詰の缶
- その他の缶

【お菓子・のり・粉ミルク・ペットフード容器など】



アルミ缶識別マーク



スチール缶識別マーク



◆塗料以外のスプレー缶（整髪料、殺虫剤、卓上ガスボンベ）等は、スプレー缶だけで透明な袋に集め、穴を開けずに「ビンの収集日」に出して下さい。

＝ 注意点 ＝

- ・タバコの吸い殻など異物は取り除いてください。
- ・洗浄し汚れを落としてください。
- ・つぶさないでください。



※スプレー缶はガラスビンと一緒に袋に入れないで下さい。
※一斗缶は「燃やせないごみ」です。

ペットボトル 《月2回収集》

◆PETボトルリサイクル推奨マークのついた容器

- 飲料用容器【清涼飲料・酒類・乳飲料など】
- 特定調味料用容器【しょうゆ・しょうゆ加工品・みりん風調味料・食酢・調味酢・ドレッシングタイプ調味料 など】



PETボトルリサイクル
推奨マーク



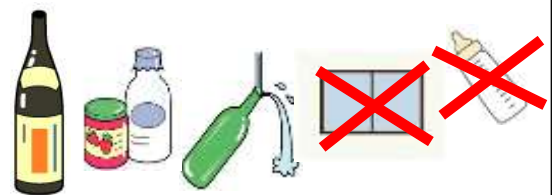
＝ 注意点 ＝

- ・タバコの吸い殻など異物は取り除いてください。
- ・洗浄し汚れを落としてください。
- ・キャップ、ラベルは必ずはずしてください。
- ・つぶさないでください。

※取り外したキャップ、ラベルは『プラスチック製容器リサイクル』へ！

ガラスビン類 《月1回収集》

- ◆飲料水のビン【ジュース・ドリンク・酒類など】
- ◆調味料のビン【しょうゆ・みりん・ビン詰めのみなど】
- ◆飲みぐすりなどのビン
- ◆化粧品のビン【マニキュアのビンは対象外】
- ◆リターナブルビン【一升ビン・ビールビンなど】



＝ 注意点 ＝

- ・スプレー缶は、ビンの収集日に回収しますので、スプレー缶だけで集めて透明な袋に入れ、ビンの収集日に出して下さい。
- ・空きビン以外のガラス製品（耐熱性のもの、哺乳瓶など）は絶対に入れないでください。
- ・洗浄し汚れを落としてください。 注：割れたガラスや花びんなどの製品は燃やせないごみです。
- ・キャップは必ずはずしてください。

発泡トレイ 《月1回収集》


- ◆生鮮食品、惣菜などのトレイ（紙製のものは「雑紙」へ）
- ◆梱包用発泡スチロールなど

＝ 注意点 ＝

魚箱などの大きな発泡については、直接むき出しで（複数の場合はひもで縛って可）排出できます。

- ・洗浄し汚れを落としてください。
- ・ラベル・シール等は、はがしてください。



・発泡トレイは  マークがついていますが発泡トレイに分別してください。

紙類 < 月2回収集 >

◆紙製容器包装識別表示マークのついた全ての紙製容器

- 紙箱類【洗剤、ティッシュ、お菓子などの紙箱】
- 紙カップ類【アイス、ヨーグルト、インスタントラーメンのカップなど】
- その他【紙袋、包装紙、中が銀色の紙パック類など】



紙製容器包装識別表示マーク



＝ 注意点 ＝

- ・洗浄し、汚れを落としてください。

◆その他の雑紙【名刺大（9cm×5.5cm）以上の紙】

- ・紙箱の底の台紙や中仕切、カレンダー、レシート、メモ用紙
- ・手紙、封筒、写真、はがき

※個人情報に関する物は燃やせるごみへ出して下さい。



別々の袋に入れて出してください。



◆雑誌

- ・カタログ類



◆新聞

（チラシ含む）

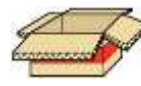


◆紙パックマークのついた飲料用容器



紙パックマーク

◆ダンボール



- ・「シュレッダーにより裁断した紙」「名刺より小さい紙」「カーボン紙等の油の付着した紙」はリサイクルの対象となりませんので、「燃やせるごみ」に出してください。
- ・汚れるとリサイクルできませんので、必ず袋に入れてください。
- ・ダンボールは袋に入れるか、たたんで排出願います。（複数の場合はひもで縛って可）

プラスチック製容器包装 < 月2回収集 >



プラスチック容器包装
識別表示マーク

◆プラスチック容器包装識別表示マークついた全てのプラスチック類

- ボトル類【ドレッシング、乳酸菌飲料、洗剤、シャンプー、リンスなどのボトル】
- カップ、パック類【卵・豆腐・菓子・納豆などのパック、インスタント食品やコンビニ弁当などの容器】
- チューブ類【マヨネーズ、ケチャップ、わさび、歯磨き粉などのチューブ】
- ネット類【みかん・たまねぎなどのネット】
- その他【錠剤・カプセルなどの包装シート】

※容器包装は、物を入れ、または包む物で【中身が商品】商品が消費されたら不要になるものです。
※プラスチック容器包装識別表示マークがついていない「レジ袋」もリサイクル対象です。



＝ 注意点 ＝

- ・中身は使い切ってください。
- ・洗浄し汚れを落としてください。
- ・水気を切って乾燥させてください。
- ・分別作業の支障となるため、レジ袋にプラスチック容器を入れないでください。

注：家庭で使われたラップは燃やせるごみとなります。

・発泡トレイは  マークがついていますが発泡トレイに分別してください。



- ・汚れている物は、リサイクルできませんので、必ず汚れを落としてください。
- ・ガラスビン類・雑誌・新聞紙などは、従来どおり町内会等が実施する「集団資源回収」を利用することができます。

◆市が処理できないごみ

家電リサイクル品目

- ◎対象品目
- ・テレビ（液晶・ブラウン管）
 - ・冷蔵庫、冷凍庫（家庭用）
 - ・洗濯機、衣類乾燥機
 - ・エアコン



【注意点】

- ◆引取りにかかる収集運搬料金とリサイクル料金は、排出者の負担となります。
- ◆収集運搬料金・リサイクル料金は販売店・回収協力店及び各メーカーによって異なります。

不明な点は、市役所市民環境課環境衛生担当又は、家電販売店・回収協力店で確認願います。

パソコン

- ◎対象品目
- ・デスクトップパソコン本体
 - ・ノートパソコン
 - ・ブラウン管ディスプレイ
 - ・液晶ディスプレイ



【注意点】

- ◆回収・リサイクル料金、支払方法は各メーカーで異なりますので、各メーカーでご確認願います。
- ◆「PCリサイクルマーク」がついているパソコンは、新たに回収・リサイクル料金は発生しません。
- ◆回収メーカーが不在のパソコン、自作パソコンは『パソコン3R推進協会』が回収します。
- ◆製造メーカーの問合せ窓口等は『パソコン3R推進協会』のホームページに掲載されてます。



パソコン3R推進協会 電話：03-5282-7685

<http://www.pc3rsupport.jp/index.html>

消火器

消火器を廃棄する場合は、「既販売用消火器リサイクルシール」を特定窓口（消火器販売店）・指定引取り場所で購入し、消火器に貼り付け、特定窓口や指定引取り場所へお持ちください。根室市内に特定窓口がありますので、市役所環境衛生担当又は(株)消火器リサイクル推進センター <http://www.f erpc.jp/> で確認願います。

(株)消火器リサイクル推進センター 電話 03-5829-6773



その他の受け入れ困難物

次に掲げるごみは、市では処理できません。

- ①収集運搬車両や処理施設の損壊の恐れのあるもの
- ②処理施設周辺の環境を損なう恐れのあるもの
- ③適正に処理することが困難なもの



(例)

薬品類（農薬、劇薬など）・油類（ガソリン、灯油など）・廃タイヤ・バッテリー・充電式電池・ペンキ・シンナー・オートバイ・ピアノ・流木・鉛入りロープ・船舶解体材・不燃性の建築廃材【スタイルホーム、グラスウール、タール付発泡スチロール、石膏ボード（付着した紙も含む）】 など

※オートバイ・スクーターの処分は販売店及び廃棄二輪車取扱店



<http://www.jarc.or.jp/motorcycle> 公益財団法人自動車リサイクル促進センター（この二輪リサイクルマークがあるお店）へご相談下さい。

不明な点は、市役所市民環境課環境衛生担当に確認ください。